(2)　住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ　次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1)　住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2)　住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三　（略）

（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量）

第十三条　第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

（この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　誘導設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_H　第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_C　第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第四条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二　（略）

4　（略）

（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十四条　第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

ロ　住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三　（略）

（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量）

第十三条　第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

（この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　誘導設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_H　第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_C　第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第四条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二　（略）

4　（略）

（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十四条　第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。